出題のポイント（酒税法）

【第一問】－30 点－

問１（15 点）

⑴　酒税法では、酒類等（酒類又は酒母若しくはもろみをいう。）を製造場から移出した時に納税義務が成立することとされているが、移出していない場合であっても、酒類等が製造場内で飲用された場合などの一定の場合については、酒税の保全の観点から、その酒類等を製造場から移出したものとみなすこととされている。

本問は、酒類等を製造場から移出したものとみなすこととなる事由について理解しているかを問うものである。

⑵　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、自ら製造をした等の要件を満たした酒類について、当該輸出酒類販売場から移出する場合には、当該移出に係る酒税を免除することとされている。

本問は、輸出酒類販売場において、免税対象となる酒類の要件について理解しているかを問うものである。

⑶　酒類が保税地域から引き取られる場合には、引取課税が原則とされているが、一定の要件を満たす場合には、酒税を免除することとされている。ただし、一定の事由に該当する場合においては、直ちにその酒税を徴収することとされている。

本問は、未納税引取の規定において、直ちに酒税を徴収することとなる事由について理解しているかを問うものである。

⑷　酒類製造者は、一定の事由に該当する場合においては、その該当することとなった日から 10 日を経過する日までに、その製造場の所轄税務署長に酒税の申告を行わなければならない（都度申告）こととされている。

本問は、都度申告が必要な場合について理解しているかを問うものである。

⑸　酒母又はもろみを処分し又は製造場から移出しようとする場合には、所轄税務署長の承認を受けなければならないこととされている。

本問は、酒母又はもろみの処分に関する規定が設けられている趣旨を理解しているかを問うものである。

問２（15 点）

製造場から移出された酒類であっても、品質が劣化した等の理由で移出した製造場へ戻入れがなされた場合や、他の製造場から移出された酒類を製造場に移入した場合であって、その製造場から更に移出した場合又は酒類の原料として使用した場合においては、当初課された酒税額を控除することとされている。

本問は、戻入れ等がなされた場合の酒税額の控除についての酒税法上の適用関係及び必要な手

続について理解しているかを問うものである。

【第二問】－70 点－

現行酒税法では、酒類をその原料、醸造・蒸留・混和の製造方法、発泡性といった性状の違いによって 17 品目に分類し、それぞれに異なる税率を適用して酒税額を計算することとされている。

本問は、品目判定について、例年と同様に８つの酒類を提示し、

① 原料、製造方法等を踏まえた酒類の品目判定及び判定に至った理由、

② 品目を判定した酒類に対する課税標準数量、

③ 酒類の品目ごとに適用すべき税率と本則税額、

④ 酒税の税率の特例の適用後の酒税額、

⑤ 酒税額から控除することのできる戻入控除の適用を受ける数量、

⑥ 最終的に納付すべき酒税額

の６点について、計算過程とともに記載を求めることにより、

⑴ 製造方法等による酒類の区分

⑵ 各品目の税率の計算方法

⑶ 酒税の課税標準の規定や免税の規定

⑷ 租税特別措置法に定める酒税の税率の特例の規定

⑸ 戻入控除の適用要件及び控除額の計算方法

を理解しているかを問うものである。